

許可番号 第09120033898号

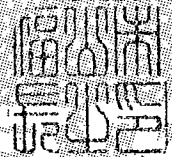
# 産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県福山市神辺町大字川南636番地1

氏名 株式会社 かこ川商店  
代表取締役 水主川 嘉範

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福山市長 枝 廣 直 幹



許可の年月日 令和 元年 7月 8日

許可の有効年月日 令和 6年 7月 7日

## 1. 事業の範囲

### 事業の区分

中間処理（切断，圧縮）

### 産業廃棄物の種類

【切断】 廃プラスチック類（廃プリント配線板，廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

木くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

金属くず（廃プリント配線板，鉛蓄電池の電極，鉛製の管又は板，廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃ブラウン管，廃石膏ボード，廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

【圧縮】 廃プラスチック類（廃プリント配線板，廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

紙くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）

繊維くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）

金属くず（廃プリント配線板，鉛蓄電池の電極，鉛製の管又は板，廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃ブラウン管，廃石膏ボード，廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 切断施設 広島県福山市神辺町大字川南635-1 平成2年8月25日設置

処理能力 廃プラスチック類 15.3t/日 木くず 39.49t/日，

金属くず 72.8t/日

ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず 43.1t/日

(2) 圧縮施設

ア 広島県福山市神辺町大字川南636-4 平成14年11月1日設置

処理能力 廃プラスチック類，金属くず，ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず 40t/日

イ 広島県福山市神辺町大字川南636-4 平成25年6月29日設置

処理能力 廃プラスチック類 151.2t/日 紙くず 142.4t/日 繊維くず 165.6t/日

(3)保管施設

- ウ 広島県福山市神辺町大字川南638-1 面積 2.54m<sup>2</sup> 保管上限 5.5m<sup>3</sup>  
金属くず
- オ 広島県福山市神辺町大字川南638-1 面積 11.8m<sup>2</sup> 保管上限 38m<sup>3</sup>  
木くず
- カ 広島県福山市神辺町大字川南638-1 面積 10.2m<sup>2</sup> 高さ 1.3m 保管上限 8.19m<sup>3</sup>  
ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず
- キ 広島県福山市神辺町大字川南638-1 面積 17.34m<sup>2</sup> 高さ 1.3m 保管上限 13.923m<sup>3</sup>  
廃プラスチック類
- ク 広島県福山市神辺町大字川南638-1 面積 11.2m<sup>2</sup> 保管上限 43.68m<sup>3</sup>  
廃プラスチック類
- ケ 広島県福山市神辺町大字川南638-1 面積 5.6m<sup>2</sup> 保管上限 21.84m<sup>3</sup>  
紙くず
- コ 広島県福山市神辺町大字川南638-1 面積 5.6m<sup>2</sup> 保管上限 21.84m<sup>3</sup>  
繊維くず

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成16年 8月10日 更新許可
- 平成21年 8月 7日 更新許可
- 平成21年10月 7日 変更許可
- 平成26年 8月21日 更新許可
- 平成31年 3月29日 変更許可
- 令和 元年 7月10日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無